

第3回沼津市農業委員会総会議事録

1 開催日時	令和8年10月13日（火）13：30～13：50	
2 開催場所	水道部庁舎 3階 会議室	
3 出席委員	農業委員 : 18名 農地利用最適化推進委員 : 18名	
農業委員	1 加藤 久佳（副会長）	2 水口 満
	3 相磯 秀昭	4 芹澤 英彦
	5 佐藤 孝行	6 佐野 良一郎（会長）
	8 野秋 清継	9 杉山 光伸
	10 宇野 宏昭	11 杉山 富子
	12 鈴木 良隆	13 鈴木 秀利
	14 原田 佳和	15 羽切 浩和
	16 秋山 清房	17 秋山 松夫
	18 相磯 猛	19 森光 智一
農地利用最適化推進委員	20 高島 英師	21 川村 政司
	22 鈴木 貞一	23 西堀 泰次
	24 重倉 初男	25 竹口 菊治
	26 野崎 和俊	27 小野 惣一
	28 梅原 忠芳	29 大村 幸広
	30 眞野 尚	32 鈴木 英二
	33 諸星 敏光	34 海瀬 好和
	35 日吉 祥之	36 井口 昭宏
	37 山本 比呂志	38 長崎 俊亮
4 欠席委員	農業委員：1名 農地利用最適化推進委員：1名	
農業委員	7 白岩 和子	
農地利用最適化推進委員	31 長濱 秀典	
5 事務局職員	局長 長嶋 晃令、補佐 高木 久美子 係長 神田 祐佑、主査 黒木 賢治、主任 紺野 貴子 主任 荻田 匠、主事 戸田 海渡	

7 議事日程	議第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について 議題 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可決定について 議題 26 号 現況証明について 議題 27 号 農用地利用集積等促進計画案について 報第 11 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出に対する受理について（専決） 報第 12 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出に対する受理について（専決）
8 会議の概要	
事務局長 議長 事務局	本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。 定刻となりましたので、只今から第 3 回沼津市農業委員会定例総会を開会します。開会にあたりまして、委員定数 19 名中出席委員 18 名で、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により定足数に達しておりますので、本会は成立しておりますことをご報告します。 それでは、沼津市農業委員会総会会議規則により、以降の議事進行は佐野会長をお願いいたします。 皆さん、本日はご苦労様でございます。 議事に入る前に、本日の議事録署名人を議長から指名いたします。本日の議事録署名人は、8 番の野秋清継さんと 9 番の杉山光伸さんをお願いします。 それでは、議事に入ります。 1 ページから議第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について」を、議題といたします。 事務局より説明をお願いします。 (議第 24 号農地法第 3 条許可・申請番号 44 番から 45 番について説明)

議長	事務局の説明が終わりました。それでは、申請番号 44 番から 45 番について、西浦地区委員から、現地調査の結果報告をお願いします。
西浦地区委員	9 月 30 日に地区委員にて現地調査をしましたが、許可するのに問題はありませんでした。
議長	ありがとうございました。ただいまの事務局説明、及び西浦委員からの報告について、ご質疑がありましたら伺います。 (質疑なし)
議長	採決いたします。議第 24 号について、原案のとおり許可することについて賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議長	ありがとうございます。 挙手多数ということで、議第 24 号について、原案どおり許可することを可決いたします。 次に 2 ページから 5 ページの、議第 25 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可決定について」を、議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	(議第 25 号農地法第 5 条許可・申請番号 24 番から 27 番について説明)
議長	事務局の説明が終わりました。それでは、申請番号 24 番及び 27 番について、愛鷹地区委員から、現地調査の結果報告をお願いします。

愛鷹地区委員	9月29日に地区委員にて現地調査をしましたが、許可するのに問題はありませんでした。
議長	ありがとうございます。次に、申請番号25番について、戸田地区委員から、現地調査の結果報告をお願いします。
戸田地区委員	9月30日に地区委員にて現地調査をしましたが、許可するのに問題はありませんでした。
議長	ありがとうございます。次に、申請番号26番について、大岡地区委員から、現地調査の結果報告をお願いします。
大岡地区委員	10月6日に地区委員にて現地調査をしましたが、許可するのに問題はありませんでした。
議長	ありがとうございました。ただいまの事務局説明、及び各地区委員からの報告について、ご質疑がありましたら伺います。
議長	採決いたします。議第25号について、原案のとおり許可することについて賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議長	ありがとうございます。 挙手多数ということで、議第25号について、原案どおり許可することを可決いたします。

事務局	次に、6 ページの、議第 26 号「現況証明について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。 (議第 26 号現況証明について説明)
議長	事務局の説明が終わりました。それでは、申請番号 3 番について、金岡地区委員から、現地調査の結果報告をお願いします。
金岡地区委員	9 月 29 日に地区委員にて現地調査をしましたが、許可するのに問題はありませんでした。
議長	ただいまの事務局の説明について、ご質疑がありましたらお伺いいたします。
事務局	採決いたします。議第 26 号について、原案のとおり許可することについて賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議長	ありがとうございます。 挙手多数ということで、議第 26 号について、原案どおり許可することを可決いたします。 次に、7 ページから 9 ページの、議第 27 号「農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。
事務局	事務局より説明をお願いします。

議長	(議第 27 号農用地利用集積等促進計画について説明) ただいまの事務局の説明について、ご質疑がありましたらお伺いいたします。 (質疑なし)
議長	採決いたします。議第 27 号について、原案のとおりとすることについて賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議長	ありがとうございます。 挙手多数ということで、議第 27 号について、原案どおり許可することを可決いたします。 次に報告事項に入ります。10 ページの報第 11 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出に対する受理について」、11 ページの、報第 12 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出に対する受理について」を事務局より一括して報告をお願いします。
事務局	(報第 11 号農地法第 4 条届出・申請番号 23 番～25 番について説明) (報第 12 号農地法第 5 条届出・申請番号 41 番～45 番について説明)
議長	ただいまの事務局の報告について、発言のある方は挙手願います。

議長	(質疑なし) 他に発言がないようですので、報第 11 号、12 号について報告があったことご了承願います。 以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了しましたので定例総会を閉会いたします。 皆様、ご苦労様でした。
----	---